

平成 27 年度化審法施行状況検討会 設置要綱（改正案）制定 平成 27 年 8 月 31 日改正 平成 27 年 12 月 4 日1. 検討の背景と目的

平成 21 年に改正された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）は平成 23 年 4 月に全面施行され、平成 28 年 4 月に施行から 5 年が経過することから、改正化審法附則第 6 条¹の規定に基づく施行状況の点検のため、関係審議会による審議に先立って、本検討会において施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うものである。

2. 検討内容

○改正化審法の施行状況の点検

- ・既存化学物質等のリスク評価の進捗状況
- ・新規化学物質の審査・確認の状況
- ・特定化学物質等の適切な管理の状況 等

○課題の整理と今後の対応の方向性等（審議会の審議に向けた予備的検討）

※検討に際しては必要に応じて関係者へのヒアリングを実施

3. 委員構成（五十音順、敬称略）

赤淵 芳宏 国立大学法人名古屋大学大学院 環境学研究科 准教授
有田 芳子 主婦連合会 会長・環境部長
大塚 直 早稲田大学大学院 法務研究科・同法学部 教授
亀屋 隆志 国立大学法人横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授
蒲生 昌志 国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門
リスク評価戦略グループ長
菅野 純 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター
毒性部長
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
鈴木 規之 国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク研究センター
センター長
武林 亨 慶應義塾大学 医学部 教授
東海 明宏 国立大学法人大阪大学大学院 工学研究科 教授
平塚 明 東京薬科大学薬学部 教授
広瀬 明彦 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター
安全性予測評価部長

¹ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 39 号）（抄）
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

古橋 真 電機・電子4団体² 環境戦略連絡会 議長代理
(ソニー株式会社 品質/環境部門 環境部 環境渉外担当部長)
本間 正充 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター
変異遺伝部長
丸山 修 一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理委員会委員長
(住友化学株式会社 執行役員)

4. 座長

共同座長を委員の互選により決定する。検討会の議事進行は共同座長の持ち回りにより行う。

5. 事務局

事務局は、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室（及び経済産業省の委託先（株式会社住化分析センター））、環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室（及び環境省の業務請負先（みずほ情報総研株式会社））並びに厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室に設置し、検討会の運営については持ち回りに務めることとする。

6. オブザーバー

座長は検討会の進行に必要があると認める場合には、委員、事務局以外に必要な者をオブザーバーとして参加させ、説明、発言、質疑等を求めることができる。

7. 開催予定

平成27年度内に都内にて5回程度開催する。

8. 検討内容の公開等

本検討会及び資料は原則として公開とする。また、事務局において検討会での発言をとりまとめた議事録及び議事概要をまとめた議事要旨を委員の確認を受けて作成する。議事要旨及び議事録についても、原則公開資料とする。

ただし、検討会、検討会資料又は議事要旨について、企業情報の保護等により座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合には、この限りではない。この場合、委員及びオブザーバーは、本検討会を通じて知り得た企業秘密に該当する事項等に関して守秘義務を負う。

9. その他

本設置要綱は必要に応じて見直しを行うこととする。

以上

² 電機・電子4団体：一般社団法人日本電機工業会（JEMA）、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）